令和5年11月24日 資料No.3 区 民 文 教 常 任 委 員 会

学 務 課

# 学校給食費相当額支援の対象者の拡大について

区立小・中学校の副籍を持つ都立特別支援学校在籍児童・生徒及びアレルギー等により給食を喫食できない区立小・中学校在籍児童・生徒を対象として学校給食費負担の支援を拡大し、区立小・中学校給食費不徴収実施相当の補助により、保護者負担を軽減します。

### 1 背景

### (1) これまでの区の取組

区立小・中学校給食費の無償化は、国の負担と責任において行うべきであり、区はこれまで、国に対して学校給食費の無償化を要望してきました。

一方で、現行法令の解釈の範囲内で保護者に対する支援を充実させるとともに、 現下の物価高騰に対する保護者負担軽減のため、学校設置者として令和5年9月か ら令和6年3月までの間、学校給食費を徴収しないこととしました。

# (2) 23区の動向

区立小・中学校給食費について、港区を除く20区においても学校給食費不徴収 (無償化)を実施しています。

一方、うち7区においては、物価高騰や保護者負担軽減策を理由に都立特別支援 学校在籍者に対し、学校給食費相当額の支給を予定しています。さらに、区立小・ 中学校在籍者で、アレルギー等により給食を喫食せず弁当を持参している児童・生 徒に対しても、学校給食費相当額を支給している区もあります。

#### (3) 東京都の動向

都立特別支援学校の設置者である東京都は学校給食費不徴収(無償化)を予定していませんが、就学奨励事業により、所得に応じた全額又は半額の給食費支援を実施しています。

#### 2 学校給食費相当額の支援の実施について

特別な配慮を要する児童・生徒が在籍する都立特別支援学校では、東京都が設置者として学校給食費を徴収しています。一方、都立特別支援学校は、居住する地域の区市町村立小・中学校との交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図ることを目指しており、原則全ての児童・生徒が区立小・中学校に副籍を持つこととしています。副籍を持つ都立特別支援学校在籍児童・生徒については、現下の物価高騰の影響を受けている区立小・中学校在籍児童・生徒と同等に負担軽減を図ることが適当であることから、区立小・中学校給食費不徴収に準じて補助を実施し、保護者負担を軽減します。

さらに、医師によるアレルギー診断を基に学校と家庭の判断の結果により学校給

食を喫食できない児童・生徒等、給食の代わりに恒常的に弁当を負担している区立 小・中学校の児童・生徒についても、区立小・中学校給食費不徴収に準じて補助を 実施し、保護者負担を軽減します。

なお、引き続き国に対しては、国の負担と責任において、学校給食費の無償化を 実施するよう要望していきます。

#### 3 概要

#### (1) 対象者

- ア 都立特別支援学校に在籍し、副籍を持つ区内児童・生徒の保護者 約150人
- イ アレルギー診断等により給食の代わりに恒常的に弁当を負担している区立 小・中学校の児童・生徒の保護者 約30人
- ※生活保護や就学奨励事業等、他制度により給食費負担が無い場合は対象外とします。

# (2)支援方法

- ア 都立特別支援学校に在籍し、副籍を持つ区内児童・生徒の保護者 区立小・中学校給食費不徴収を実施するために公費負担している額を上限と して、保護者が負担している額を補助します。なお、都の就学奨励事業等他 の施策により給食費の一部支援を受けている場合は差額を補助します。
- イ 恒常的に弁当を持参している区立小・中学校の児童・生徒の保護者 区立小・中学校給食費不徴収実施相当の補助を行います。

# (3) 対象期間

区立小・中学校給食費不徴収の期間と合わせ、令和5年9月分から令和6年3月分までを支援の対象とします。

#### 4 事業規模

令和5年度 7.363千円 ※令和5年度補正予算額

# 5 スケジュール(予定)

令和5年 11月24日 区民文教常任委員会報告

11月下旬~ 令和5年第4回港区議会定例会(補正予算案提出)

12月末 補助金要綱制定

令和6年 1月上旬 補助金申請受付開始

3月 補助金支給開始